

改正	現行
<p>（サイバーセキュリティの確保）</p> <p>第十五条の二 電気工作物（一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業の用に供するものに限る。）の運転を管理する電子計算機は、当該電気工作物が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれ及び一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保しなければならない。</p> <p>（電気設備による供給支障の防止）</p> <p>第十八条 高圧又は特別高圧の電気設備は、その損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公害等の防止）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 1 3 （略）</p> <p>1 4 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具及び電線は、電路に施設してはならない。</p> <p>1 （略） 附則</p>	<p>（新設）</p> <p>（電気設備による供給支障の防止）</p> <p>第十八条 高圧又は特別高圧の電気設備は、その損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公害等の防止）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 1 3 （略）</p> <p>1 4 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具は、電路に施設してはならない。</p> <p>1 （略） 附則</p>

<p>2   この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手しているものうち、別に告示する電気工作物であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものに限る。）を使用するものについては、別に告示する期限（以下この項において単に「期限」という。）の翌日（期限から一年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかなる場合は、期限から一年を経過した日）以後、第十九条第十四項の規定を適用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2   この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手した電気工作物については、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年九月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気関係報告規則第四条の表第十五号の二又は第十六号の規定によりされている届出（ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に係る届出に限る。）は、改正後の電気関係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定

による届出とみなす。

4 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物についてのこの省令による改正後の電気設備に

関する技術基準を定める省令第十五条の二の適用については、この省令の施行後最初に行う変更の工事が完成するまでの間は、なお従前の例によることができる。